

大 阪 市 情 報 公 開 審 査 会 規 則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）第 30 条の規定に基づき、大阪市情報公開審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営並びに調査審議の手續について、必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第 2 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審査会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 3 条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第 4 条 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

2 部会長は、当該部会の会務を総理し、部会における調査審議の状況及び結果を審査会に報告する。

3 前条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、同条中「審査会」とあるのは「部会」と、同条第 1 項及び第 3 項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

4 審査会は、前項において準用する前条第 3 項の規定により部会の議事が決されたときは、当該決議をもって審査会の決議とすることができる。

(庶務)

第 5 条 審査会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第 6 条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平 13. 4. 1 規則 29)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平 20. 3. 31 規則 92)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 24. 3. 30 規則 95)

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平 25. 3. 29 規則 136)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。